

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	学校保健安全法に定める医療扶助に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市教育委員会は、学校保健安全法に定める医療扶助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山口県防府市教育委員会

公表日

令和7年1月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	学校保健安全法に定める医療扶助に関する事務
②事務の概要	学校保健安全法(昭和三十三年四月十日法律第五十六号)の規定に基づき、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るとともに、学校感染症等に対応するため要保護・準要保護の児童生徒に対する医療費援助を行っている。 学校保健安全法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①対象疾病に罹患した要保護・準要保護の児童生徒の保護者への治療勧奨 ②保護者からの医療券交付申請の受付及び医療券の交付 ③医療機関への医療費支払
③システムの名称	1. 就学援助システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 就学援助システム(標準準拠システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表の40の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :42、125の項 (第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :63の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会教育部学校教育課
②所属長の役職名	学校教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 くらし安全課 電話番号0835-25-2194
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 教育委員会教育部 学校教育課 電話番号0835-25-2493

9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、学校保健安全法に定める医療扶助に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書などの保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

「防府情報セキュリティポリシーの対策基準」及び「防府市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程」並びに特定個人情報の取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。

また、以下の運用を徹底している。

- ・特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底する。

・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。

これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	学校教育課長 時乗 順一郎	学校教育課長	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総務部 市政なんでも相談課 電話番号0835-25-2209	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正(軽微な変更)
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	平成27年12月11日時点	平成31年4月26日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計測か	平成27年12月11日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	IVリスク対策	—	IVリスク対策への追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和3年3月4日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	平成31年4月26日時点	令和3年1月1日時点	事後	評価の再実施によるもの
令和3年3月4日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	平成31年4月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	評価の再実施によるもの
令和3年3月4日	IVリスク対策 8. 監査	自己点検・内部監査	自己点検	事後	評価の再実施によるもの
令和4年7月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の27項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第23条	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の27項	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	法改正による変更及び定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月7日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	令和3年1月1日時点	令和4年5月31日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	令和3年1月1日時点	令和4年5月31日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	令和4年5月31日時点	令和5年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	令和4年5月31日時点	令和5年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	Ⅳリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託	[] 委託しない	[] 委託しない	事後	定期見直しに係る修正
令和7年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事 務 ③システムの名称	1. 就学援助システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 就学援助システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 就学援助システム(標準準拠システム)	事前	ガバメントクラウド移行に伴う 変更
令和7年1月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表の27の項	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表の40の項	事後	法改正によるもの
令和7年1月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 及び別表第二(別表第二における情報提供の 根拠) :26、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) :38の項	番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 及び第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表 (第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に おける情報提供の根拠) :42、125の項 (第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に おける情報照会の根拠) :63の項	事後	法改正によるもの
令和7年1月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	総合政策部 広報広聴課	生活環境部 くらし安全課	事後	組織変更によるもの
令和7年1月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	令和5年7月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	令和5年7月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、学校保健安全法に定める医療扶助に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書などの保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式の変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か [再掲]	—	十分である	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	「防府情報セキュリティポリシーの対策基準」及び「防府市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程」並びに特定個人情報の取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 また、以下の運用を徹底している。 ・特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更によるもの